

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○国民健康保険組合の規約の変更認可 (医療保険政策課)	19
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	20
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (南丹広域振興局)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法 に基づく電線共同溝を整備すべき道路の 指定 (道路管理課)	21

公 告	ページ
○一般競争入札の実施 (入札課)	21
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届 出 (中小企業総合支援課)	24
○肥料の登録 (農産課)	〃
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (中丹広域振興局、丹後広域振興局)	25
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、中丹土木事務所)	26
公 安 委 員 会	
○随意契約の相手方の決定	27

告 示

京都府告示第7号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都料理飲食業国民健康保険組合の規約の変更を令和5年12月26日認可した。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合の地区に次の区域を追加する。
大阪府四條畷市

京都府告示第8号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都料理飲食業国民健康保険組合の規約の変更を令和5年12月27日認可した。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合の地区に次の区域を追加する。
奈良県大和高田市

京都府告示第9号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都府医師国民健康保険組合の規約の変更を令和6年1月4日認可した。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合の地区に次の区域を追加する。
滋賀県野洲市

京都府告示第10号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都府医師国民健康保険組合の規約の変更を令和6年1月4日認可した。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合の地区に次の区域を追加する。
兵庫県朝来市



京都府告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
舞鶴市宇城屋小字河原1266、1266の乙、10138、10138の1、10139、10139の1、10139の2、10140、10140の1から10140の4まで、10141の1から10141の3まで、10142
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字河原1266の乙・10138・10138の1・10141の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において

準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南丹市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第13号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市並びに乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、相楽郡笠置町、和東町及び精華町の一部
- 2 測量の期間
令和5年12月11日から令和6年2月29日まで
- 3 測量の種類
公共測量（数値地形図データ更新）



京都府告示第14号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である福知山市長から通知があった。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
福知山市三和町地内
- 2 測量の期間
令和5年12月28日から令和6年3月15日まで
- 3 測量の種類
公共測量（道路台帳図データ更新）



京都府告示第15号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

道路の種類	路 線 名	区 間
府 道	大山崎大枝線	長岡京市天神1丁目1の1から長岡京市下海印寺下内田7の3まで 上り線
		長岡京市天神1丁目2の2から長岡京市下海印寺下内田6の2まで 下り線

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び予定数量
 - ア 前期
複写機用紙（A3 770箱（1,155,000枚）、A4 18,010箱（45,025,000枚）、B4 1,640箱（4,100,000枚）、B5 510箱（1,275,000枚））
 - イ 後期
複写機用紙（A3 910箱（1,365,000枚）、A4 18,410箱（46,025,000枚）、B4 1,970箱（4,925,000枚）、B5 520箱（1,300,000枚））
 - (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
 - ア 前期
契約締結日から令和6年9月30日（月）まで
 - イ 後期
令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）まで
 - (4) 納入場所
本庁及び京都市内地方機関（仕様書の別添配送先一覧のとおり）
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号（075）414-5429
ファクシミリ番号（075）414-5450
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
 - ア 交付期間
 - (ア) 前期
令和6年1月16日（火）から令和6年2月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。
 - (イ) 後期
令和6年8月1日（木）から令和6年8月21日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て

満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和6年京都府告示第2号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「電気・通信機器類」—小分類「パソコン・ネットワーク機器」

イ 大分類「文具・事務機器類」—小分類「用紙類」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(2)のアに同じ。
- (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

- (3) 確認通知
入札参加資格の確認については、別途通知する。
- (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることが

できる。

- (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。
- (イ) 原則として、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。
- (ウ) 提出期限
 - a 前期
令和6年2月1日(木)午後5時
 - b 後期
令和6年8月9日(金)午後5時
 なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

- (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

- (ア) 前期
令和6年2月26日(月)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年2月27日(火)午前8時30分から午前10時まで
- (イ) 後期
令和6年8月28日(水)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年8月29日(木)午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

- (ア) 前期
令和6年2月26日(月)午後5時
- (イ) 後期
令和6年8月28日(水)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

- (ア) 提出先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課長
- (イ) その他
入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

- (ア) 前期
令和6年2月27日(火)午前10時15分
- (イ) 後期
令和6年8月29日(木)午前10時15分

- (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「複写機用紙1箱当たりの単価(税込)」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

なお、入札書に記載する金額に含める消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、100分の10とすること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

a. The first half year

Plain paper (A3 770 boxes (1,155,000 sheets), A4 18,010 boxes (45,025,000 sheets), B4 1,640 boxes (4,100,000 sheets), B5 510 boxes (1,275,000 sheets))

b. The second half year

Plain paper (A3 910 boxes (1,365,000 sheets), A4 18,410 boxes (46,025,000 sheets), B4 1,970 boxes (4,925,000 sheets), B5 520 boxes (1,300,000 sheets))

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

a. The first half year

From 8:30 AM on Tuesday, January 16, 2024 to 5:15 PM on Tuesday, February 13, 2024

b. The second half year

From 8:30 AM on Thursday, August 1, 2024 to 5:15 PM on Wednesday, August 21, 2024

(4) The time, date and place for submission of tender

a. The first half year

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, February 26, 2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, February 27, 2024

b. The second half year

From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, August 28, 2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, August 29, 2024

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery or mail

a. The first half year

5:00 PM on Monday, February 26, 2024

b. The second half year

5:00 PM on Wednesday, August 28, 2024

(6) The time, date and place for the opening of tender

a. The first half year

10:15 AM on Tuesday, February 27, 2024

b. The second half year

10:15 AM on Thursday, August 29, 2024

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。



肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					氏名又は名称	住所	
京都府第455号	副産動植物質肥料	Air Fertilizer	窒素全量 10.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	Symbio be株式会社	京都市西京区御陵大原1の39 京大桂ベンチャープラザ南館	令 11.12.25

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

(1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目1番地1

代表取締役 織田 寛明

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッシュバザール長岡京店

長岡京市神足大張12の1の一部ほか

(3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社さとう 福知山市宇上紺屋15番地 代表取締役 佐藤 総二郎	株式会社さとう 福知山市東野町1番地 代表取締役 佐藤 総二郎	令 5.5.21	小売業を行う者の住所の変更のため

2 届出年月日

令和5年12月21日

3 縦覧場所

京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和6年1月16日から令和6年5月16日まで

5 意見書の提出先

京都府商工労働観光部中小企業総合支援課



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 サコダ碎石株式会社
 代表取締役 迫田 哲木
 舞鶴市字下漆原405番地
- (2) 林地開発行為の目的
 土石の採掘（採石）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
 舞鶴市字下漆原小字長谷10149番ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
 38.2ヘクタール
- (5) 期間
 ア 林地開発行為を行う期間
 令和6年4月7日から令和9年4月6日まで
 イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
 昭和52年4月7日から令和25年4月6日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
 有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
騒音、振動及び飛び石の発生	舞鶴市字下漆原、字長谷及び字八戸地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	早朝深夜には、プラント施設や重機を使用しない。 発破に際しては、火薬の適正装薬を遵守し、発破場所から150m以上の保安距離を確保する。 発破時は、場内全域の関係者以外の立ち入りを禁止し、見張り人の配置、発破の予報及び警報を行う。

粉じん及び土ほこりの発生	舞鶴市字下漆原、字長谷及び字八戸地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	粉じん発生箇所には、散水を行う。 削岩機には、集じん能力を持ったダストコレクタを装備する。
周辺道路の汚損の発生	舞鶴市字下漆原地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内の出入口付近に洗車場を設置する。 製品等は、トラックスケールで過積載にならないよう確認をした後に出荷する。 毎日作業終了時には、周辺道路を清掃する。 また、適宜周辺パトロールを行い、道路の汚損を発見した場合は、直ちに清掃を行う。
交通量の増加	〃	早朝深夜には、車両の運行は、行わない。 場内外への出入りに際して、十分に安全の確認を行う。 車両運転者に安全運転の指導を徹底する。
土砂流出及び濁水の発生	舞鶴市字下漆原地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	開発区域内に沈砂池を設置し、土砂を沈下させた後に、清水とし、場外に排水する。 また、沈砂池の機能を確保するため、堆砂物を定期的に除去する。
河川水量の増加	〃	開発区域内に調整池を設置し、雨水を集水し、流量を調整してから場外に排水する。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
 舞鶴市字浜2020番地
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課
 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 舞鶴市産業振興部産業創造室農林水産振興課
 舞鶴市字北吸1044番地
- エ サコダ碎石株式会社
 舞鶴市字下漆原405番地

(9) 縦覧期間

令和6年1月16日(火)から令和6年2月15日(木)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間
 令和6年1月16日(火)から令和6年2月15日

(木)まで
イ 提出先
〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)

- 2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
松村産業株式会社
代表取締役 松村 竹治
京丹後市峰山町赤坂555番地
- (2) 林地開発行為の目的
土石の埋立て
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
京丹後市網野町三津小字三津ヶ丘1262番ほか(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
4.9ヘクタール
- (5) 期間
令和6年6月28日から令和9年6月27日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
交通量の増加	開発区域から市道三津徳光線までの道路(次の図のとおり)	地元車両優先とし、原則時速20km以下で走行する。 運搬車両運転手に対し、安全運転の指導を徹底する。
飛砂の発生	京丹後市網野町三津地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	散水車により適宜散水する。 盛土が完了した場所から順次緑化する。
周辺道路の汚れ	京丹後市網野町三津地内の一部に存する道路(次の図のとおり)	搬出入ゲート付近の道路を碎石舗装し、タイヤに付着する砂を軽減するとともに、タイヤ洗浄員を設置して、タイヤに付着した土砂を落とす。 洗浄水については、全て場内へ引き込む。 道路が汚れた場合は、散水車等で道路の汚れを清掃する。
河川水量の増加	京丹後市網野町三津地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内に降った雨水を調整池にて調整後、場外に排水する。

		調整池にたまった土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。
濁水の発生	京丹後市網野町三津地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内の雨水は、沈砂池兼調整池にて泥分を沈下させた後、場外に排水する。 沈砂池兼調整池にたまった土砂を定期的に除去し、沈砂池兼調整池の容量を確保する。 地元立会いのもと、水質検査を定期的に実施し、汚濁水流出防止及び水質の管理を行う。
騒音の発生	〃	重機、運搬車両等のアイドリングを禁止する。 低騒音仕様の重機の使用に努める。

(8) 縦覧場所

ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

京丹後市峰山町丹波855番地

イ 京都府農林水産部森の保全推進課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

ウ 京丹後市農林水産部農林整備課

京丹後市大野町口大野226番地

エ 松村産業株式会社

京丹後市峰山町赤坂555番地

(9) 縦覧期間

令和6年1月16日(火)から令和6年2月15日(木)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

ア 提出期間

令和6年1月16日(火)から令和6年2月15日(木)まで

イ 提出先

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地

京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年1月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
向日市上植野町泰田14の2の一部、14の5、14の15の一部、15の2の一部、15の4、16の2、16の3の一部

(関連区域)

向日市上植野町泰田13の5の一部、14の2の一部、14の3の一部、14の15、15の2の一部、16の3の一部、蔵ノ町8の2の一部、3の一部

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

大阪府中央区城見一丁目2の27

株式会社プレサンス住販

- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
福知山市字篠尾小字川上25の5の一部、25の6の一部、1084の1、1085の1の一部、1086の1、1091の1、1092の1の一部、1093の1の一部、1094の1の一部、市有地

(関連区域)

福知山市字篠尾小字川上1084の2の一部、1085の2、1086の2、1091の2、1092の2、小字羽合ノ下1080の2の一部、1080の4の一部、1080の9の一部、1081の2の一部、市有地

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

福知山市篠尾新町四丁目1の1

足立不動産株式会社

158,400,000円

- 6 契約の方法

随意契約

- 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第6号

 公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第5号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年1月16日

京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 委託業務の名称及び数量
京都府舞鶴警察署新築工事基本・実施設計業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年11月6日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社内藤建築事務所
京都市左京区田中大堰町182番地
- 5 契約金額